

理事の職務権限規程

平成 26 年 10 月 17 日制定

令和 2 年 10 月 16 日改正

理事会は、理事の職務権限規程を次のように定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下、「当協会」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この規程において、理事とは、以下の役員のことをいう。

- (1)代表理事たる会長
- (2)業務執行理事たる副会長
- (3)業務執行理事たる専務理事
- (4)業務執行理事以外の理事

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及び当協会が定める規則、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(総会における説明義務)

第 3 条 理事は、総会において、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(取引の制限)

第 4 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な

事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(先送りの制限)

- 第4条の2 会長、副会長及び専務理事は、処理しなければならない事案について先送りを繰り返すことは厳に慎まなければならない。
- 2 先送りして議論する場合、会長、副会長及び専務理事は単独または共同で、先送りする理由を調査・明確にして、次回理事会に対応策等を諮れるようにしなければならない。

(指示の制限)

- 第4条の3 理事は、職務権限を超えて他の理事・監事に対して指示等を行なってはならない。
- 2 理事は、原則として、事務局長に対して当協会の事業に係る指示をする。
- 3 前項にかかわらず、理事は本人が所掌する委員会の事業については、所掌委員会を担当する職員に指示をすることができる。

第5条 削除（第11条に変更）

第2章 理事の職務権限

(会長)

第6条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1)代表理事としてこの法人を代表し、その会務を統括する。
- (2)理事会を招集するとともに、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (3)前号の報告の中で自己の研修受講（外部研修を含む）の状況も報告する。
- (4)任期中の会務について備忘録等を作成し、これをもって次期会長に説明を行い、引継ぎに遺漏なきよう努める。

(副会長)

第7条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、当協会の会務を執行する。
- (2) 所掌担当会務を分掌し、執行する。
- (3) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の会務執行に係る職務を代行する。この場合、当協会の理事会規程第1条第1号の規定により決定した順序により代行する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (5) 前号の報告の中で自己の研修受講（外部研修を含む）の状況も報告する。
- (6) 任期中の所掌担当会務について、担当委員会の議事録・備忘録等を必ず作成し、または作成させ、これをもって次期の担当副会長に説明を行い、引継ぎに遺漏なきよう努める。

(専務理事)

第8条 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、当協会の業務を処理する。
- (2) 会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長及び副会長の会務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (4) 前号の報告の中で自己の研修受講（外部研修を含む）の状況も報告する。
- (5) 任期中の所掌担当会務について備忘録等を作成し、これをもって次期の担当専務理事に説明を行い、引継ぎに遺漏なきよう努める。

(業務執行理事以外の理事)

第9条 業務執行理事以外の理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 任期中の所掌担当会務について備忘録等を作成し、これをもって次期の担当者に説明を行い、引継ぎに遺漏なきよう努める。

第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、令和2年10月16日から施行する。